

1. 件名：利用実態がない核燃料物質等の集約に係る面談

2. 日時：令和5年10月20日（金）16:00～16:50

3. 場所：内閣府8号館6階会議室

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 原子力規制企画課 黒川課長、布田企画官、直井係長

内閣府

科学技術・イノベーション推進事務局

梅北参事官、参事官（原子力担当）付 平石補佐、笹川補佐

5. 要旨：

○原子力規制庁より、資料に基づき、令和5年2月20日に原子力委員会において示された「原子力利用に関する基本的考え方」に言及のある、利用実態がなく保管だけされている核燃料物質の集約管理に向けた検討について説明した上で、内閣府と意見交換を行った。

○原子力規制庁より、本年10月11日に実施した面談でも説明したとおり、当庁では湧き出し案件のうち適切な管理が困難な個人保有のものに集約管理の対象を絞り込む方針であるところ、関係者の取り組みや考えなども良く踏まえた上で具体的方策を検討していく必要がある旨、指摘した。

○内閣府より、以下の発言があった。

- ・原子力規制庁の取り組みは理解したが、本件について、どういう体制・スコープで検討を進めていくのかは課題であると感じる
- ・原子力委員会としても集約管理を前に進める必要性については十分に理解している
- ・原子力規制庁や文部科学省などの関係者の検討等をふまえて何が出来るか考えていきたい
- ・関係者の考えや取り組みの方向性などについて、必要に応じて確認していきたい

6. 資料

- ・利用実態のない核燃料物質の集約管理に向けた検討について（メモ）（※）
- ・令和5年10月11日面談議事要旨（[000456574.pdf \(nra.go.jp\)](#)）

※の資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第5号に定める不開示情報を含むため、非公開とします。

以 上